

一九八五年出土の木簡

概要

本号には、各方面の御尽力の結果、総計五六件の報告を収めることができた。その内訳は第1表の通りである。この中には八四年以前出土の木簡に関する報告が二二件含まれるので、実際には三四件が昨年分の報告となる。件数では最多を記録した一昨年に劣るが、これまで木簡の出土していなかった遺跡は相変わらず多く、青森県のように従来全く出土例の無かった県もある。出土例増加の傾向は、やはり続いているとみてよいであろう。

次に木簡の内容に目を転ずると、まず古代木簡については、例年誌面を賑わす平城・藤原・長岡といった諸宮跡の発掘例が少なく、やや淋しい感を否めない。ただすでに二、三の論考でもとりあげられている平安京右京八条二坊の木簡や大宰府の木簡、滋賀県西河原森ノ内遺跡の木簡などは、大きな収穫といえよう。内容の詳細については各報告に拠りたい。なお西河原森ノ内遺跡の稲の収納に関する木簡に関して付言すれば、その文体を和文とする見解が有力で

あるが、必ずしもこれを和文とすることはできないのではあるまいか。文中には和文としては不必要な「反来之」の「之」の如き字がみられる。「之」「也」は古代朝鮮の俗文でも多用される文字である。この木簡の場合に限らず古代の文章を簡単に漢文・和文の二種に分けるのは避けるべきであり、むしろ本誌七号所載の小敷田遺跡木簡やこの木簡を足がかりとして、古代文章史の再検討がなされることを望みたい。

古代木簡では、今小路周辺遺跡の天平五年木簡も注目される。この木簡には郷長の名がみえるが、近年では大宰府から調長の名を記した荷札が出土しており（本誌六号、図版六）、神奈川県宮久保遺跡からは田令・稲長の名がある木簡が出土して話題を呼んだ（本誌六号、六〇頁）。律令国家の地方支配に関しては、従来から郡の役割の大きさが認められているが、この問題を取り上げる場合、郡司層のみに焦点を絞るのは妥当でない。現状ではまだ件数が少ないが、集落跡から出土する文字資料の問題などともあわせ、今後こうした郡雑任関係木簡の出土動向に注意を払ってゆく必要がある。

つぎに中世・近世の木簡であるが、内容的には呪符・卒塔婆・柿

第1表 木簡出土遺跡一覧

遺 跡 名	所 在 地	点 数	木簡の年代	遺跡の性格
平城宮・京跡	奈良県奈良市・大和郡山市	644	古 代	都 城
平城京左京 三条六坊七坪	〃 奈良市	4	中 世	〃
〃 右京 七条一坊十五坪	〃	1	古 代	〃
長岡京跡(1)	京都府向日市	31	〃	〃
〃 (2)	〃 京都市	1	〃	〃
〃 (3)	〃	2	〃	〃
○平安京左京 三条三坊十一町	〃	1	近 世	都 市
○ 〃 左京 六条一坊八町	〃	1	古 代	都 城
○ 〃 左京 九条三坊十四町	〃	1	〃	〃
〃 右京 八条二坊二町	〃	97	〃	〃
○ 〃 右京 八条二坊五町	〃	1	近 世	都 市
鳥羽離宮跡	〃	1	古 代	離 宮
※ 伏見城跡	〃	2	近 世	城 館
西ノ辻遺跡	大阪府東大阪市	2	中 世	集 落
※ 観音寺遺跡	〃 松原市	2	古代・中世	〃
※○大銅堂廃寺	〃 岸和田市	1	古代～中世	寺 院
※ 穂積遺跡	〃 豊中市	1	中 世	集 落
※○玉津田中遺跡	兵庫県神戸市	1	古代～中世	〃
辻井遺跡	〃 姫路市	4	古 代	水 田
※ 長尾沖田遺跡	〃 佐用郡	2	〃	集 落
※ 但馬国府推定地	〃 城崎郡	3	〃	官 衙
朝日西遺跡	愛知県西春日井郡	3	近 世	集 落
※ 大淵遺跡	〃 海部郡	1	古 代	〃
○杏掛城跡	〃 豊明市	5	中 世	城 館
※ 勝間田城跡	静岡県榛原郡	5	〃	〃
神明原・元宮川遺跡	〃 静岡市	15	古代・中世	集 落
※ 今小路周辺遺跡	神奈川縣鎌倉市	4	〃	官衙・集落
※○鶴岡八幡宮境内研修道 場用地遺跡	〃	21	中 世	寺 院
※○鹿島湖岸北部条里遺跡	茨城県鹿島郡	4	〃	水 田
※ 西河原森ノ内遺跡	滋賀県野洲郡	4	古 代	集 落
勸学院遺跡	〃 近江八幡市	1	〃	官 衙 ?
※○金剛寺城跡	〃	2	中 世	城 館
※ 柿堂遺跡	〃 神崎郡	1	古 代	集 落
※ 法界寺跡	栃木県足利市	約2000	中世～近世	寺 院
※○今泉城跡	宮城県仙台市		中 世	城 館
※ 富沢水田遺跡	〃	4	〃	水 田
※○中尊寺伝三重池跡	岩手県西磐井郡	3	古 代	寺 院
胆沢城跡	〃 水沢市	1	〃	城 柵
※ 浪岡城跡	青森県南津軽郡	2	中 世	城 館

1985年出土の木簡

※○俵田遺跡	山形県飽海郡	7	古	代	集	落
○秋田城跡	秋田県秋田市	6	"		城	柵
※○九十九橋	福井県福井市	2	近	世	城	跡
一乗谷朝倉氏遺跡	"	1	中	世	城	館
※ 三木だいもん遺跡	石川県加賀市	1	"		"	
※○弓庄城跡	富山県中新川郡	2	"		"	
※ 番場遺跡	新潟県三島郡	4	"		集	落
※○小島西遺跡	" 北蒲原郡	1	"		"	
※○富田城跡	島根県能義郡	1	近	世	城	館
草戸千軒町遺跡	広島県福山市	8	中	世	集	落
尾道遺跡	" 尾道市	1	"		"	
※ 備後国府跡	広島県府中市	1	古	代	官	衙
※ 秋月遺跡	和歌山県和歌山市	1	"		集	落
○大宰府跡	福岡県太宰府市	108	"		官	衙
※○大宰府条坊跡	"	1	"		都	城
※○豊前国府跡	" 京都郡	1	古代～中世		官	衙
※○如法寺遺跡	" 豊前市	1	"		寺	院

※は木簡新出遺跡 ○は1984年以前の木簡出土遺跡

第2表 中・近世木簡の内訳

用途	時代		小計
	中世	近世	
塔 婆	13		13
蘇民将来札	3		3
呪 符	7		7
柿 經	1		1
折 敷	2		2
掛 札	1		1
絵 馬	1		1
曲 物		1	1
棺		1	1
付 札	14	1	15
そ の 他	30	6	36
計	72	9	81

経の類がやはり多い。いま本号に釈文の載せられている中世以降の木簡とされているもの（便宜上、平安末～鎌倉のものを含む）に関して内訳を表示すると、第2表のようになる。

この表で「その他」としたのは、文書・記録的なものと内容不明のものを合わせた数字である。また「付札」は、一応形態で判断し、材の一端を尖らせたものや切り欠きのあるものをとった。このようにあくまで概略にすぎない表であるが、これだけでも「付札」「その他」以外の木簡が、高い比率を示すことは看取できる。この表からは、栃木県法界寺跡の約二〇〇〇点にのぼる柿経が除外されていることを考慮すれば、なおさらである。

もちろん、この集計だけで論ずるのは危険であり、一括遺物の出土などがあれば、変動する余地も充分ある。しかしそのような不確

定要素はあるにせよ、上述の傾向は例年の報告から受ける印象とさほど隔っていないのも確かである。むしろ中・近世木簡の一般的あり方をかなり反映しているとみてよいのではあるまいか。もしそうとすれば、この状況は古代木簡の場合とよほど異なっており、学会として中・近世木簡にいかに対応してゆくかということが、改めて問われているようにも思われる。今後とも中・近世の木簡の報告例は増えこそすれ、減ることはまずないであろう。それに対して中・近世史や民俗学専攻者の入会希望は、ほとんどないのが現状である。これは中・近世木簡に対する現時点での研究者の評価を暗黙のうちに示しているようにみえるが、果たしてそれでよいのかどうか、また会誌での選択基準や扱い方も現状のままでよいのかどうか、今後広い視野から検討を重ねてゆく必要がある。

なお種々の事情から今回収録できなかった出土例として、左の五件がある。

飛鳥京跡出土木簡

長岡京左京二条二坊六町出土木簡

大阪府門明遺跡出土木簡（一九八四年以前）

長野県北土井遺跡出土木簡（〃）

石川県横江庄跡出土木簡

これらについては、関係者の御協力を得て、次号以降で増補してゆきたい。
（東野治之）

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「躰」等についてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである（六頁第1図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

ミミ 抹消した文字であるが字画のあきらかな場合に限る

原字の左傍に付した。